

日薬連発第 021 号
2025 年 1 月 10 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【照会】令和 6 年度「自殺対策強化月間」に
実施する取組の登録について（依頼）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり依頼がありましたので、貴団体において該当ある場合は、期限までに、「日薬連事務局・奥田（e-mail: okuda@fpma.j.gr.jp）」あて、別添「登録様式」にて回答をお願いします。

【回答期限】2025 年 1 月 21 日（火）

＜「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文＞

厚生労働省では、3 月の自殺対策強化月間にあわせて関係団体等の方々が実施されます各種取組につきまして広く国民の皆様に情報共有したいと考えております。

貴団体の中で、自殺対策強化月間に向けて取り組まれている（予定している）取組がございましたら共有いただけますと幸いです。

なお、ご登録いただきました取組につきましては、HP 上での公表を予定しておりますので必ずしも共有いただく必要はございません。

お手数お掛けしますが、1 月 22 日（水）までに該当するものがございましたらご登録いただくようお願いいたします。

ご参考までに、直近の公表資料（9 月の自殺予防週間）について添付しておりますのでご参考ください。

＜登録いただく際にご留意いただきたい点＞

- ・自殺対策強化月間に向けて、貴団体が主体で実施される（予定している）取組の登録をお願いいたします

なお、後日公表します取組事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。

- ・通年で実施されております取組に関しては登録不要でございます。

【ご参考：令和6年度自殺予防週間の主な取組（厚生労働省 HP）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/r6_jisatsuyoboushukan.html

（参考）

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第7条第2項において、3月は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。また、同条第4項に基づき、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

○自殺対策基本法（平成18年法律第85号）（抄）

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第7条

- 2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。